

「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」  
 (平成10年3月30日付け10農産第2122号農産園芸局長通達)の一部改正  
 新旧対照表

(下線部は改正箇所)

改正後	現 行
<p>第1〔略〕 2～4〔略〕</p> <p>5 次の植物は前項の植物(別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。)と同等物とみなすものとする。</p> <p>(1)規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せず<u>に</u>遺伝資源研究の用途に供する少量のもの。</p> <p>(2)規則別表1の2の6の項、9の項から14の項まで及び16の項に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せず<u>に</u>遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの。</p> <p>(3)規則別表1の2の7の項、8の項、15の項及び16の項に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せず<u>に</u>遺伝資源研究の用途に供する少量のもの。</p> <p>6 規則別表1の2及び別表2の2に掲げる「栽培の用に供し得るもの」とは、実際に栽培の用に供するもののほか、塊茎、塊根等として植え付けられ、又は株分けして植え付けられて栽培され得る、さといも、しょうが、しょくようだいおう、ばれいしょ等の地下部並びに植え付け、挿し木、遣ぎ木等により栽培され得るさくら属等の植物及び植物の部分であって、食用、加工用等栽培以外の用に供する目的で輸入されるものをいう。 ただし、以下に掲げるものを除く。</p> <p>(1)農業生産において一般的に実生による栽培が行われ栄養繁殖が行われない、きくごぼう、にんじん等の地下部(培養資材とともにポット植えされた根付きの幼植物のように、輸入時の形態等から明らかに栽培目的で輸入されたと判断されるものを除く)。</p> <p>(2)平成18年2月1日農林水産省告示第114号(アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)に</p>	<p>第1〔略〕 2～4〔略〕</p> <p>5 次の植物は前項の植物(別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。)と同等物とみなすものとする。</p> <p>(1)規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部であって、<u>同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないまま</u>で遺伝資源研究の用途に供する少量のもの。</p> <p>(2)規則別表1の2の6の項から12の項までに掲げる種子であって、<u>同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないまま</u>で遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの。</p> <p>[新設]</p> <p>6 規則別表1の2に掲げる「栽培の用に供し得るもの」とは、実際に栽培の用に供するもののほか、塊茎、塊根等として植え付けられ、又は株分けして植え付けられて栽培され得る、さといも、しょうが、しょくようだいおう、ばれいしょ等の地下部であって、食用、加工用等栽培以外の用に供する目的で輸入されるものをいう。 ただし、以下に掲げるものを除く。</p> <p>(1)農業生産において一般的に実生による栽培が行われ栄養繁殖が行われない、きくごぼう、にんじん等の地下部(培養資材とともにポット植えされた根付きの幼植物のように、輸入時の形態等から明らかに栽培目的で輸入されたと判断されるものを除く)。</p> <p>(2)平成18年2月1日農林水産省告示第114号(アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)に</p>

適合しているばれいしょの生塊茎。

7 規則別表 1 の 2 に掲げる「栽培の用に供するもの」とは、栽培の用に供する目的で輸入される植物をいい、食用、加工等の用に供する目的で輸入されるものは含まないものとする。

8 [略]

9 規則別表 1 の 2 の 1 の項から 5 の項まで、7 の項及び 8 の項に掲げる植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、同表の 1 の項から 5 の項まで、7 の項及び 8 の項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物に該当しないものとする。

第 2 ~ 第 5 [略]

(輸入禁止)

第 6 植物防疫官は、第 1 の 4 項の植物又は第 1 の 5 項の ( 1 ) から ( 3 ) までの植物が輸入された場合は、法第 9 条第 2 項に基づきこれを自ら廃棄し、又はこれを所持している者に対して廃棄を命ずるものとする。

ただし、当該植物が法第 7 条第 1 項ただし書に基づき農林水産大臣の許可を得たものである場合には、輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱 (平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2441 号) により取扱う。

第 7 [略]

別記 (第 2 関係)

栽培地検査に関する輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要 求 事 項
1 [略]	本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育中に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいないこと
2 [略]	
3 [略]	

適合しているばれいしょの生塊茎。

7 規則別表 1 の 2 に掲げる「栽培の用に供するもの」とは、栽培の用に供する目的で輸入される種子をいい、食用、加工等の用に供する目的で輸入されるものは含まないものとする。

8 [略]

9 規則別表 1 の 2 の 1 の項から 5 の項までに掲げる植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、同表の 1 の項から 5 の項までに掲げる検疫有害動物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物に該当しないものとする。

第 2 ~ 第 5 [略]

(輸入禁止)

第 6 植物防疫官は、第 1 の 4 項の植物又は、第 1 の 5 項の ( 1 ) 若しくは ( 2 ) の植物が輸入された場合は、これを自ら廃棄し又は廃棄を命ずるものとする。

ただし、当該植物が法第 7 条第 1 項ただし書に基づき農林水産大臣の許可を得たものである場合には、輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱 (平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2441 号) により取扱う。

第 7 [略]

別記 (第 2 関係)

栽培地検査に関する輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要 求 事 項
1 [略]	本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期間中に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいないこと
2 [略]	
3 [略]	

4 [略]	を確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	4 [略]	とを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
5 [略]		5 [略]	
6 [略]	採種用の母本について、本菌の発生が知られていないほ場で栽培され、生育後期に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	6 [略]	採種用の母本について、本菌の発病が知られていないほ場で栽培され、生育後期に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
7 <u>Phytophthora kernoviae</u>	本菌の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	[新設]	
8 <u>Phytophthora ramorum</u>		[新設]	
9 ~ 14 [略]	[略]	7 ~ 12 [略]	[略]
15 <u>Plum pox virus (ウメ輪紋ウイルス)</u>	媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、当該植物の生育初期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	[新設]	
16 <u>Potato spindle tuber viroid (ポテトスピンドルチューバーウイルス)</u>	(1) ばれいしょ及びトマトの種子について 採種用の母本について、本ウイルスの発生が知られていないほ場で栽培され、生育期中の高温期に栽培地検査及び RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。  (2) ばれいしょ及びトマトの生植物について 本ウイルスの発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期中の高温期に栽培地検査及び RT-PCR 法等の適切な遺伝子	[新設]	

的手法による検定を行って本ウイ  
ロイドの発生がないことを確認し  
、その旨を検査証明書に追記する  
こと。

輸入の禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項  
[略]

輸入の禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項  
[略]